

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定により公告します。

令和6年6月4日

徳島市長 遠藤彰良

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 八万ポンプ場ほかストックマネジメント改築詳細設計業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務箇所 徳島市山城西4丁目ほか
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年2月28日まで
- (4) 業務概要 改築詳細設計業務 一式
  - 対象設備
    - ・ポンプ設備
    - ・上記関連電気設備
- (5) 予定価格(税抜き) 10,490,000円
- (6) 最低制限価格(税抜き) 開札後に公表する。

本案件の最低制限価格の設定は、以下の業務委託の算式によるものとする。

$$\text{最低制限価格[税抜き]} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格[税抜き]} \times 2) \div 3 \times 0.82$$

なお、最低制限価格に、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書(失格となった者の入札書も含む。)を対象に算出する。ただし、予定価格の75%未満の額の入札書は予定価格の75%とみなして算出する。このとき、予定価格の75%とみなした金額は、千円未満を切り捨てるものとする。

本業務は競争入札参加資格審査申請、入札を徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

## 2 入札参加資格

次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者
- (3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置期間のない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）

に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、本市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

- (5) 徳島市内に主たる営業所（本社等）を有する者（以下「市内業者」という。）にあっては、次のア、イ、ウ及びエの条件を満たす者
- ア 建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第6条に基づく資格審査を受け、令和6年6月4日現在、本市の競争入札参加資格（土木コンサルタント業務に係るものに限る。）を有する者
- イ 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づいて、令和6年6月4日現在、建設コンサルタント登録簿に下水道部門で登録されている者
- ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門とし、下水道を選択科目として受験・合格し、同法による登録を受けている技術士又は同法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門とし、下水道を選択科目として受験・合格し、同法による登録を受けている技術士を1名以上配置できる者
- エ 平成26年度以降に国、地方公共団体又は下水道事業団が発注した下水道事業の雨水ポンプ場におけるポンプ設備（電動ポンプを除く。）の詳細設計業務の元請又は下請としての履行実績を有する者
- (6) 市内業者以外の者にあっては、次のア、イ、ウ及びエの条件を満たす者
- ア 建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第6条に基づく資格審査を受け、令和6年6月4日現在、本市の競争入札参加資格（土木コンサルタント業務に係るものに限る。）を有する者
- イ 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定に基づいて、令和6年6月4日現在、建設コンサルタント登録簿に下水道部門で登録されている者
- ウ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門とし、下水道を選択科目として受験・合格し、同法による登録を受けている技術士又は同法による第2次試験のうち技術部門を総合技術監理部門とし、下水道を選択科目として受験・合格し、同法による登録を受けている技術士を1名以上配置できる者
- エ 平成26年度以降に国、地方公共団体又は下水道事業団が発注した下水道事業の雨水ポンプ場におけるポンプ設備（電動ポンプを除く。）の詳細設計業務の元請としての履行実績を有する者

### 3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

(1) 業者状況一覧表・技術職員配置計画書

添付資料として、2-(5)-イ又は2-(6)-イに定める建設コンサルタントの登録に係る次のアに定める書類及び2-(5)-ウ又は2-(6)-ウに定める技術職員に係る次のイ及びウに定める書類を添付すること。

ア 建設コンサルタントの登録更新通知等建設コンサルタント登録簿に登録されていることを

証する書類の写し

- イ 技術職員の資格を証する書類の写し
- ウ 技術職員の健康保険被保険者証等、雇用を証明する書類の写し（健康保険被保険者証については、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと。）

(2) 業務実績表【元請用】

添付資料として、2-(5)-エ又は2-(6)-エに定める履行実績を証する（一財）日本建設情報総合センター管理の「コリンズ・テクリス」帳票の写し又は業務委託契約書の写し等、業務内容を確認できる資料を添付すること。

なお、2-(5)-エに定める元請としての履行実績はないが、下請としての履行実績を有する者は、「業務実績表【元請用】」に代えて(3)「下請業務履行証明書【下請用】」及び業務内容を確認できる添付資料を提出すること。

履行実績の審査は、本書類又は下請業務履行証明書に記載された業務を対象として行う。記載された履行実績が2-(5)-エ又は2-(6)-エに定める業務に該当しない場合は、他に履行実績を有している場合であっても入札参加資格無しとするので注意すること。

業務実績表及び下請業務履行証明書については複数枚提出しても良いものとするが、この場合、提出した業務実績表又は下請業務履行証明書に記載された履行実績のうち、少なくとも1件が2-(5)-エ又は2-(6)-エに定める業務に該当すれば良いものとする。

(3) 下請業務履行証明書【下請用】

(4) 紙入札方式参加承諾願【紙入札用】

(5) 入札参加資格審査申請書【紙入札用】

#### 4 様式及び契約条項を示す場所

- (1) 様式：徳島市ホームページ 入札情報（建設工事・建設工事関連業務委託等）  
(<https://www.city.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/index.html>)

- (2) 契約条項：総務部契約監理課

〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市役所本館6階  
電話 088-621-5326

#### 5 設計図書の提供及び期間

- (1) 提供場所 徳島市ホームページ 公共工事入札情報サービスからダウンロードすること。  
(<https://www.city.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/ppi.html>)

設計担当課 〒770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地  
徳島市役所 本館5階 都市建設部河川水路課  
電話 088-621-5323

- (2) 期間 令和6年6月4日から令和6年6月26日まで

#### 6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法

- (1) 提出期間 令和6年6月5日から令和6年6月18日午後5時まで

- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

申請書類 3-(1)、(2)又は(3)、添付資料を提出すること。

P D F 形式又は Microsoft Excel 形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成のうえ、電子入札システム画面の【入札参加資格審査申請書】に添付して送信すること。

3-(3)及び添付資料は、スキャナーで取り込みP D F形式に変換し、添付すること。当該書類を電子入札システムで添付できない場合は、提出締切日までに4-(2)に示す場所に提出すること。

#### 紙入札方式で参加する場合

申請書類 3-(1)、(4)、(5)、(2)又は(3)、添付資料を提出すること。

提出期限は令和6年6月18日午後5時までとする。

提出先は、契約監理課とする。

### 7 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、F A Xにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和6年6月5日から令和6年6月13日午後4時まで
- (2) 回答期間 令和6年6月19日から令和6年6月25日まで
- (3) 受付方法 契約監理課にF A Xすること。  
F A X : 088-624-5563
- (4) 回答方法 徳島市ホームページで公開する。

### 8 入札書と内訳明細書の提出方法

- (1) 提出期間 令和6年6月19日から令和6年6月26日午前10時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

入札書には内訳明細書を添付すること。なお、内訳明細書はP D F形式又はMicrosoft Excel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成すること。

#### 紙入札方式で参加する場合

提出日時：令和6年6月26日午前10時

上記提出日時に入札室(徳島市役所本館6階)へ持参すること。提出に際しては、提出日を記載して、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封緘し、内訳明細書は外封筒に入れ、内封筒には入れないこと。なお、代理人が入札書を持参する場合は委任状を持参すること。

注) 電子入札システムにより、入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はできない。

ただし、例外として、電子入札システムによる入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は入札辞退理由書を受付けるものとし、開札までに提出のあった場合のみ辞退の扱いとする。

注) 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

### 9 開札等

- (1) 開札日 令和6年6月26日午前10時
- (2) 開札場所 入札室(徳島市役所本館6階)
- (3) 開札時に入札書提出者の立会いを許可する。

- (4) 徳島市入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第12条第3項の規定により、開札後、入札参加資格の有無を審査するため、落札の決定を保留するものとする。
- (5) 保留後、実施要綱第12条第4項から第6項までの規定により、落札決定を行う。  
注）入札参加資格の無い場合は、開札後、無効となる。
- (6) 保留後、落札決定まで概ね2～3日（土、日及び祝日を除く。）かかるものとする。ただし、審査の内容によってはそれ以上の日時を要する場合がある。
- (7) くじにより落札者の決定を行うことになった場合、電子くじにより落札者を決定するものとする。

## 10 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、工事の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
  - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
  - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
  - エ 建設工事等入札心得第5条の各号に該当する入札

なお、郵送による入札は認めない。
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
- (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 11 契約に関すること

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上（金銭的保証とする。）
- (3) 前払金 契約金額の10分の3以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市建設業者指名停止等措置要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (5) 落札者の決定後、契約締結までの間において、徳島市暴力団等排除措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

## 12 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。
- (2) 実施要綱第14条の規定により、入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、市長に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。

- (3) 本件業務は、参加資格審査申請、添付資料、入札等を電子入札システムで行うものであり（一部郵送による。）、対応の詳細については、徳島市建設工事等電子入札要領及び徳島市建設工事等電子入札に関する運用基準によること。
- (4) その他、各様式等の記載例、入札心得等に従うこと。
- (5) 本市側のシステム障害等により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合には、受付等の締切時間の変更、紙入札への切り替え、又は入札を取り止めことがある。